

小海町社会福祉協議会役員、評議員及び各種委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

昭和60年4月1日
規程第1号
改正平成29年4月1日

(報酬)

第1条 小海町社会福祉協議会役員、評議員の報酬は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第2条 小海町社会福祉協議会役員、評議員及び各種委員で非常勤の費用弁償による費用は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）としその種類は、航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 旅費の額は、小海町の「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和35年条例第3号)」第4条の例により算出した額を準用する。ただし社会福祉協議会備付の自動車を使用した場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道賃又は車賃は支給しない。

(支給の方法)

第3条 旅費の支給方法については、小海町の「職員の旅費に関する条例(昭和47年小海町条例第4号)」の支給方法の例により支給し、報酬については、次の区分により支給する。

- (1) 年額によるものは、当該会計年度の末月
- (2) 月額によるものは、毎月
- (3) 日額、半日によるものは、その職務執行のとき。

2 月額による報酬の支給をうける者は、その職に就いて当月分から、その職を離れたときはその当月分まで報酬を支給する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

単位:円

職名	区分	報酬			
		年額	月額	1日	半日
理事	会長		93,400		
	理事			7,500	4,500
	理事(行政選出)				
評議員	評議員			7,500	4,500
	評議員(行政選出)				
監事				7,500	4,500